

補助金等事業概要

| | |
|-----------------|--|
| 補助事業名 | 佐渡市老朽危険廃屋対策支援事業補助金 |
| 補助の区分 | 事業補助(奨励補助、協調事業補助) |
| 補助の概要 | 老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分を行うことで、日常生活における市民の安心と安全を確保し、良好な景観を形成するため、市内の老朽危険廃屋の解体、撤去及び処分に要する経費に対し補助金を交付する。 |
| 補助事業者 | 老朽危険廃屋の所有者又は所有者の相続人、相続財産管理人、不在者財産管理人、成年後見人等 |
| 補助対象経費 | 老朽危険廃屋の解体撤去等の経費、解体に伴う廃材等の収集運搬費及び処分費等 |
| 類似補助の有無 | 無 |
| | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額(定額、上限、下限等) | 上限：木造建築物80万円、非木造建築物400万円、その他市長が必要と認めたもの400万円 下限：15万円 |
| | ○少額(5万円以下)補助金の理由 |
| 補助率等 | ①1/2(国1/4、市1/4) …木造建築物 ②4/5(国 2/5、市 2/5) …非木造建築物、その他市長が認めたもの |
| | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 |
| 数値目標等 | A 数値化 |
| | 解体撤去数20件/年 |
| | ○目標に対する費用対効果(計算式) 補助金交付決定額/補助対象事業費 |
| | ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 |
| 補助制度開始 | 平成30年4月1日 |
| 見直し時期 | 令和5年9月30日 |
| 補助終期 | 令和6年3月31日 |
| | ○終期の設定が3年を超える場合の理由 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法(手段) ホームページ及び募集案内による。 |
| 事業担当 | (担当部署) 生活環境課 環境対策係 |
| | (電話番号) 0259-63-3113 |